

「部活動に係る活動方針」

1 ねらい

できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を展開することにより、生徒・教職員の負担が過度とならないようにするとともに、生徒の総合的な人間形成の場となる部活動の実現をめざす。

2 活動時間のルール

(1) 平日は2時間程度とし、完全下校時刻を厳守する。

(平日の完全下校時刻) 完全下校時刻は、校門を出る時刻とし、その15分前を活動完了時刻とする。

月	完全下校時刻	備考
4月	18:00	4月：1年生は17:00 完全下校
5月～9月（支部新人まで）	18:30	
支部新人終了～10月	18:00	
11月	17:30	
12月～1月	17:00	
2月	17:30	
3月	18:00	

(2) 週休日や祝日、長期休業日は3時間程度とする。

(3) 平日の大会や土日の大会等（遠征・合宿・練習試合を含む）は、上記練習時間の設定とは別に計画されるが、生徒の健康・安全を第一に考え、振替も含めた休養日を設ける。

(4) 活動時間等の設定については、学校行事や定期テスト前後の一定期間、シーズンやオフシーズンなど、学校や地域の実態を踏まえ、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を弾力的に定めてよいものとする。

(5) 朝、昼休みの活動は原則行わないものとする。実施する場合は、限られた期間等の特設活動部（特設駅伝部等）のみとし、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で行うものとする。

3 休養日のルール

(1) 平日週1日及び土日のいずれか1日以上を休養日とする。

(2) 平日の休養日については、会議や定期テスト前等の一斉下校日以外は、体育館の利用ローテーションを考慮し、部活動ごとに設定するものとする。

(3) 土日に大会等（遠征、練習試合を含む）が実施される場合は、生徒の健康・安全を第一に考え、必ず翌週の平日に振替の休養日を確保する。

(4) 定期テスト前の活動休止期間は、5教科テスト、9教科テストともにテスト前3日間とする。

(5) 長期休業中は、原則土日を休養日とする。

- ・土日に大会等が実施される場合は、学期中に準じた対応をとる。
- ・お盆期間や年末年始などには、まとまった休養期間を設ける。

4 実施計画・実施状況等の報告

- (1) 各部の顧問は、月毎の活動計画（活動日、休養日、大会参加日程等）を作成し、校長の承認を得る。
- (2) 年間または毎月の活動実績を校長に報告する。

5 その他

（活動時間延長・特例について）

- ・ 11月～2月の期間で、大会参加にかかわる活動時間延長は、最大18：00までとする。その際、事前に保護者の同意を得るものとする。
- ・ 活動休止期間において、顧問の要請を受け、校長が承認した場合に、特例として活動できるものとする。ただし、大会参加にかかわる場合のみとし、その際、事前に保護者から同意を得るものとする。